H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）のうちその適用の第四年度分に係るもの

I　当該都道府県が符号Hに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

J　符号Hに同じ。この場合において、符号H中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K　符号Iに同じ。この場合において、符号I中「符号H」とあるのは「符号J」と読み替えるものとする。

［略］

M　符号Lに同じ。この場合において、符号L中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

N　符号Lに同じ。この場合において、符号L中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

O　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

P　当該都道府県が符号Oに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Q　符号Oに同じ。この場合において、符号O中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

R　当該都道府県が符号Qに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

S　符号Oに同じ。この場合において、符号O中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

T　符号Rに同じ。この場合において、符号R中「符号Q」とあるのは「符号S」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

α　前号算式の符号αに同じ。

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特

H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうちその適用の第四年度分に係るもの

I　当該都道府県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

J　算式の符号中Hに同じ。この場合において、同符号中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K　算式の符号中Iに同じ。この場合において、同符号中「H」とあるのは「J」と読み替えるものとする。

［同左］

M　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

N　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

O　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同条第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

P　当該都道府県がOに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Q　算式の符号中Oに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

R　当該都道府県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

S　算式の符号中Oに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

T　算式の符号中Rに同じ。この場合において、同符号中「Q」とあるのは「S」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

α　前号算式の符号αと同じ。

（市町村に係る控除額の算定方法）

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特